



平成 25 年 1 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役 廣 岡 哲 也
(コード番号：8907 東証第 1 部)
問い合わせ先 執行役員管理部長 伊 藤 晴 康
電 話 番 号 03-3295-8408

臨時株主総会招集及び定款の一部変更に関するお知らせ

平成 24 年 12 月 11 日付「株式移転方式による持株会社設立に関するお知らせ」及び本日付「グループ企業再編(当社の単独株式移転による持株会社設立並びに連結子会社の吸収合併)に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、臨時株主総会の承認を前提として、単独株式移転(以下「本株式移転」という。)による株式会社フージャースホールディングスの設立及び当社子会社である株式会社アーバンシティの吸収合併(以下「本合併」という。)を行う予定であります。

当社は、本日開催の取締役会において、本株式移転に係る株式移転計画、本合併に係る合併契約並びに取締役 1 名選任、及び当社定款の一部変更をご承認いただくための臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」という。)を招集することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会の日程及び付議議案

(1) 臨時株主総会の日程

平成 25 年 2 月 7 日(木)

(2) 臨時株主総会に付議する議案

第 1 号議案 株式移転による完全親会社設立の件

第 2 号議案 当社と株式会社アーバンシティとの合併契約承認の件

第 3 号議案 取締役 1 名選任の件

第 4 号議案 定款一部変更の件

2. 定款変更の理由、内容及び日程

(1) 定款変更の理由

当社は、現行定款第 9 条において、定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において第 1 号議案が承認され、「株式会社フージャースホールディングス」が設立されますと、当社の株主は、「株式会社フージャースホールディングス」のみとなりますので、当社の定款における上記の定時株主総会に係る基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。

従いまして、現行定款第9条（基準日）を削除するとともに、この変更に伴い、現行定款第10条以下を1条ずつ繰り上げるものです。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案が承認されること、平成25年3月31日の前日までに本株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成25年3月31日にその効力を生じるものとします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです（現行定款の内、変更のない条文の記載は省略しております。）。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更定款案
<u>第9条（基準日）</u> <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>2 前項にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</u>	(削 除)
第10条～第48条 (略)	第9条～第47条 (現行どおり)

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日（予定）

平成25年2月7日（木）

定款変更の効力発生日（予定）

平成25年3月31日（日）

（ご参考）

平成25年3月期の期末配当につきましては、平成25年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者の皆様に対して、当社からお支払する予定です。

以上